

証券コード 5032
2022年7月14日

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番2号
ミッドタウン・イースト11F
ANYCOLOR株式会社
代表取締役CEO 田 角 陸

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年7月28日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットによる議決権行使に際しましては、同封の「ANYCOLOR株式会社第5回定時株主総会のご案内」をご覧くださいようお願い申し上げます。議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。なお、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として扱います。

敬 具

- 記
- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年7月29日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂九丁目7番2号
ミッドタウン・イースト 11階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第5期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |

第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.anycolor.co.jp/>）に掲載させていただきます。

本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネット等の手段を用いて株主総会当日の議事進行の状況をご確認いただくことができます。ご確認方法は、同封の「ANYCOLOR株式会社第5回定時株主総会のご案内」をご高覧くださいませようお願い申し上げます。

**【注意事項】**

・通信回線的环境等によりライブ配信が途絶される可能性があります。または、株主様をご使用の通信機器や視聴環境（ネットワーク環境）によっては、ご視聴いただけない場合がございます。当社ではライブ配信途絶により生じた株主様への不利益、映像や音声に不具合が生じた場合の責任は負いかねますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

・事前にいただいたご質問、意見に関しては、可能な限り、株主総会にて回答させていただく方針ですが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

・ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、ライブ配信にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

・ライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

**【ライブ配信に関するお問い合わせ先】**

ANYCOLORプレミアム優待倶楽部

電話番号 0120-980-965

受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

(提供書面)

## 事業報告

(2021年5月1日から  
2022年4月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は「魔法のような、新体験を」というコーポレート・ミッションのもと、新しいエンターテインメントを提供する会社として、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を主軸としたエンターテインメント領域での事業展開を行っております。

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、ワクチン接種等によるコロナとの共生を進めて防疫緩和措置が広がりを見せ始めたものの、ウクライナ情勢の悪化による資源価格の高騰や金融市場の動揺といった景気の下振れ要因が顕在化し、引き続き先行き不透明な状況が続いております。そうした状況の中においても、当社ではオンラインを中心にファンの方々に向けた事業運営を着実に進めてまいります。

国内VTuberビジネスでは、前期に引き続き所属VTuber数の増加よりも、VTuberサポート体制の拡充を優先した運営を行っており、VTuberグループ「にじさんじ」に所属する日本国内で活動するVTuber数は109人（前期比6名増）、YouTube再生時間は571百万時間（前期比15.1%増加）となりました。国内ライブストリーミング領域においては、2021年8月に「にじさんじ甲子園」を、2021年の年末年始に「NJU歌謡祭」を開催しており、視聴者の皆様からはご好評をいただいております。国内コマース領域においては、2021年2月27日から28日にかけて開催しました「にじさんじ Anniversary Festival 2021」のライブBlu-rayを10月に、またライバーの衣装・装飾品の一部をそのままのデザインでグッズ化することをコンセプトとした「そのまんまグッズ」を順次発売しており、これらの販売などをはじめとして堅調に推移しております。国内イベント領域についても、2021年7月31日から8月1日にかけて完全オンライン開催となる「にじさんじ AR STAGE“LIGHT UP TONES”」、同年10月30日及び31日には横浜ぴあアリーナにおいて「NIJIROCK NEXT BEAT」及び「initial step in NIJISANJI」、加えて同年11月20日にはZepp Hanedaにて「Kuzuha Birthday Event『Scarlet Invitation』」を開催しております。また、海外VTuberビジネスに関しても、英語圏におけるVTuberビジネス「NIJISANJI EN」の拡大をはじめとして注力しており、VTuber数は20人、YouTube再生時間は56百万時間となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高14,164,140千円、営業利益4,191,075千円、経常利益 4,149,013千円、当期純利益2,793,063千円となりました。

## 領域別売上高

| 事業区分                  | 第4期<br>(2021年4月期)<br>(前事業年度) |       | 第5期<br>(2022年4月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比    |       |
|-----------------------|------------------------------|-------|------------------------------|-------|-----------|-------|
|                       | 金額                           | 構成比   | 金額                           | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| 国内ライブストーリーミング領域       | 2,399,146千円                  | 31.4% | 2,992,195千円                  | 21.1% | 593,048千円 | 24.7% |
| 国内コマース領域              | 3,355,358                    | 43.9  | 6,638,400                    | 46.9  | 3,283,041 | 97.8  |
| 国内イベント領域              | 602,302                      | 7.9   | 785,559                      | 5.5   | 183,256   | 30.4  |
| 国内プロモーション領域           | 1,037,759                    | 13.6  | 2,269,832                    | 16.0  | 1,232,072 | 118.7 |
| N I J I S A N J I E N | —                            | —     | 1,126,843                    | 8.0   | 1,126,843 | —     |
| その他領域(注)              | 241,472                      | 3.2   | 351,307                      | 2.5   | 109,834   | 45.5  |
| 合計                    | 7,636,041                    | 100.0 | 14,164,140                   | 100.0 | 6,528,098 | 85.5  |

(注) その他領域には、インドネシア、韓国、中国でのVTuberビジネス等を含んでおります。

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物(六本木本社) | 12,767千円 |
| 工具、器具及び備品 | 39,202千円 |

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 2 期<br>(2019年4月期) | 第 3 期<br>(2020年4月期) | 第 4 期<br>(2021年4月期) | 第 5 期<br>(当事業年度)<br>(2022年4月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 866,517             | 3,478,701           | 7,636,041           | 14,164,140                     |
| 経 常 利 益 (千円)   | 47,258              | 42,008              | 1,451,104           | 4,149,013                      |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 29,699              | 32,435              | 937,297             | 2,793,063                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 1.44                | 1.39                | 30.97               | 93.28                          |
| 総 資 産 (千円)     | 277,593             | 3,590,681           | 6,229,760           | 9,353,326                      |
| 純 資 産 (千円)     | 89,801              | 2,703,801           | 3,525,678           | 6,318,742                      |
| 1株当たり純資産 (円)   | 4.35                | 2.39                | 29.80               | 210.90                         |

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 2019年7月26日開催の取締役会決議により、2019年8月13日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

#### ① サービスの健全性の確保

当社では、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的にはファンや顧客企業の獲得・蓄積に資すると考えており、当社に所属するライバーに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力しております。また、SNS等の普及により、インターネット上でのクリエイターに対する誹謗中傷等が社会的に問題となっております。当社では、所属するライバー等をそうした脅威から保護するための体制の強化を進めてまいります。

#### ② サービスの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、VTuber及び「にじさんじ」の認知度を向上させ、継続的に新規ファンを獲得していくことが必要不可欠であると考えております。これまでの活動を通じて、10代後半から20代前半の方々を中心に主には若年層の方々の間で一定の認知が広がってきているものの、更に幅広い層のファンを獲得するために、SNSを中心としたマーケティングや広報活動の拡充を推進してまいります。

#### ③ ライバーの発掘と育成

当社にとって、所属するライバーの育成と、新規でのライバーの発掘は事業上の根幹をなすものとなっております。当社は現在所属しているライバーに向けて、動画やコンテンツの制作に係る支援や企業案件の獲得、視聴者やファンの増加のための各種サポートを引き続き一層強化するとともに、VTuberの世界観やキャラクターデザインの改善等、様々な取り組みを継続してまいります。また、未来のライバーの発掘や育成のために、これまでに実施しているオーディションの形に捉われず、様々な可能性を追求してまいります。

#### ④ 新技術への対応

当社は、技術の発達によりエンターテイメントにおける新たな方法による表現が可能になり、ファンの方々には提供できる体験を進化させることができるといった認識のもと、新技術への対応を適時に行うことが重要な課題であると考えております。したがって、当社では、VRやAR等を含む、近年において次々と登場する新技術に対応すべく、必要な対応や投資を積極的に行ってまいります。

#### ⑤ 優秀な人材の採用と育成

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じた優秀な人材を採用するとともに、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のコーポレート・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築を行ってまいります。また、採用後も、当社で存分

に力を発揮することを後押しするために、業務を通じたトレーニングの他、研修制度等の充実にも努めてまいります。

⑥ 海外市場の開拓

当社では現在、英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しておりますが、これらの地域におけるVTuberの普及は発展途上の段階であり、積極的に事業拡大を図っていく中で、海外におけるVTuberの浸透に努めてまいります。また、現在進出していない国・地域におけるVTuberビジネスの可能性についても、継続的に検討してまいります。

⑦ 情報管理体制の強化

当社では、所属ライバーや顧客に関する個人情報を保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。今後も社内規程の厳格な運用や、役職員に対する定期的な社内教育の実施、情報セキュリティシステムの整備等に取り組み、一層の情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

⑧ 内部管理体制の更なる強化

当社の更なる成長のためには、業務の効率化や、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。今後も、事業上のリスクを適切に把握・分析したうえで、リスク管理規程やコンプライアンス規程等の改定、社内教育の充実等を通じて、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

#### (4) 主要な事業内容 (2022年4月30日現在)

| 事業区分                  | 事業内容                                                          |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------|
| 国内ライブストリーミング領域        | YouTube 他 配信 プラットフォームにおける 所属 バーチャル YouTuber (VTuber) の配信サポート等 |
| 国内 コマース 領域            | 所属VTuberのキャラクター商品販売等                                          |
| 国内 イベント 領域            | 所属VTuberのイベントの主催等                                             |
| 国内 プロモーション 領域         | タイアップ広告、IPライセンス、メディア出演                                        |
| N I J I S A N J I E N | 英語圏におけるVTuberビジネスの展開                                          |
| そ の 他 領 域             | インドネシア、韓国および中国におけるVTuberビジネスの展開                               |

#### (5) 主要な営業所及び工場 (2022年4月30日現在)

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 本 社 | 東京都港区赤坂9丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11階 |
|-----|-------------------------------|

#### (6) 従業員の状況 (2022年4月30日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 230名 | 74名増      | 30.1歳 | 1.5年   |

- (注) 1.従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。  
2.平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。  
3.当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年4月30日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。



**(8) 主要な借入先の状況 (2022年4月30日現在)**

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 384,250千円 |
| 株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行     | 105,548   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 41,580    |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 25,453    |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 115,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,943,435株
- (3) 当事業年度末の株主数 19名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                               | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|-------------|---------|
| 田角 陸                                | 14,031,810株 | 46.86%  |
| LC FUND VIII, L.P.                  | 3,348,210株  | 11.18%  |
| HODE HK Limited                     | 2,388,000株  | 7.98%   |
| Skyland Ventures2号投資事業有限責任組合        | 2,250,000株  | 7.51%   |
| 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント             | 1,674,105株  | 5.59%   |
| 本田 謙                                | 1,500,000株  | 5.01%   |
| 株式会社インフルエンサーインベストメント<br>ホールディングス    | 750,000株    | 2.50%   |
| SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合         | 716,550株    | 2.39%   |
| けいはんな学研都市ATRベンチャー<br>NVCC投資事業有限責任組合 | 669,630株    | 2.24%   |
| SinGrowthPartners Pte. Ltd.         | 527,190株    | 1.76%   |

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 8 回 新 株 予 約 権                                                            |                                    |
|------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 臨時株主総会決議：2021年8月24日<br>取締役会決議：2021年8月16日                                   |                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 5,000個 (注) 1                                                               |                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式                                                                       | 75,000株 (注) 1、2<br>(新株予約権1個につき15株) |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                        |                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)                                                      | 6,137円 (注) 3<br>410円)              |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2021年8月25日から<br>2031年8月24日まで<br>ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。 |                                    |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 4                                                                      |                                    |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数                                                | 5,000個<br>75,000株<br>1名            |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数                                                | 一個<br>一株<br>一名                     |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数                                                | 一個<br>一株<br>一名                     |

(注) 1. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額が調整されております。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行うものとします。

3. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - (5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時に又は当該買収決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買収時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買収時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。
    - ① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会

社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注3)(5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
    - ② 当社又は子会社の使用人
    - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
  - (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
    - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
    - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
    - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
6. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限り、以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注1）の記載内容に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注2）に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。

- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い  
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第 8 回 新 株 予 約 権                                                            |                            |
|------------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 発 行 決 議 日              |             | 臨時株主総会決議：2021年8月24日<br>取締役会決議：2021年8月16日                                   |                            |
| 新 株 予 約 権 の 数          |             | 45,700個 (注) 1                                                              |                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 685,500株 (注) 1、2<br>(新株予約権1個につき 15株)                                  |                            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                        |                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり 6,137円 (注) 3<br>(1株当たり 410円)                                    |                            |
| 権 利 行 使 期 間            |             | 2021年8月25日から<br>2031年8月24日まで<br>ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。 |                            |
| 行 使 の 条 件              |             | (注) 4                                                                      |                            |
| 使用人等への交付状況             | 当 社 使 用 人   | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数                                              | 45,700個<br>685,500株<br>39名 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数                                              | －個<br>－株<br>－名             |

- (注) 1. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額が調整されております。
2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行うものとします。

3. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行



する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時に又は当該買収決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買収時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買収時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。
  - ① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
  - ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完

全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注3)(5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- ② 当社又は子会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権

発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
6. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)の記載内容に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
  - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - (7) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
  - (8) 組織再編行為の際の取扱い  
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

|                        |                                                                              | 第 9 回 新 株 予 約 権                                     |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              | 臨時株主総会決議：2021年11月22日<br>取締役会決議：2021年11月15日                                   |                                                     |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 19,600個 (注) 1                                                                |                                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 294,000株 (注) 1、2<br>(新株予約権 1個につき 15株)                                   |                                                     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                          |                                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権 1個当たり 6,137円 (注) 3<br>(1株当たり) 410円)                                    |                                                     |
| 権 利 行 使 期 間            | 2021年11月24日から<br>2031年11月23日まで<br>ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。 |                                                     |
| 行 使 の 条 件              | (注) 4                                                                        |                                                     |
| 使用人等への交付状況             | 当 社 使 用 人                                                                    | 新株予約権の数 19,600個<br>目的となる株式数 294,000株<br>交付対象者数 100名 |
|                        | 子会社の役員及び使用人                                                                  | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>交付対象者数 一名              |

- (注) 1. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額が調整されております。
2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行うものとします。

3. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整

により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時に又は当該買収決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買収時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買収時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。
  - ① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
  - ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の

議決権総数の50%未満となること。

- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注3)(5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
    - ② 当社又は子会社の使用人
    - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
  - (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
    - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
    - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
    - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
    - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
    - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
    - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
    - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が

発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
6. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注1）の記載内容に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注2）に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
  - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - (7) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
  - (8) 組織再編行為の際の取扱い  
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年4月30日現在)

| 会社における地位  | 氏 名                | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                    |
|-----------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役CEO  | 田 角 陸              | CEO                                                                                        |
| 取 締 役     | 釣 井 慎 也            | CFO兼経営管理部長                                                                                 |
| 取 締 役     | 香 月 壯 一            | メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外取締役<br>株式会社コロールポート 社外取締役                                              |
| 常 勤 監 査 役 | 前 川 俊 策            |                                                                                            |
| 監 査 役     | 梅 田 泰 子<br>(飯野 泰子) | 飯野法律事務所 代表<br>株式会社アイオイ・システム 社外監査役                                                          |
| 監 査 役     | 山 岡 佑              | 山岡佑公認会計士事務所 代表社員<br>五常・アンド・カンパニー株式会社<br>株式会社シクミヤ 代表取締役<br>ウォンテッドリー株式会社<br>株式会社エフ・コード 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役香月壯一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役前川俊策氏、監査役梅田泰子（飯野泰子）氏及び監査役山岡佑氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山岡佑氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知識と経験を有しております。
4. 監査役梅田泰子（飯野泰子）氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。



#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

ただし、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役CEO田角陸に一任することとし、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して支給することとしております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

代表取締役CEOは、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、個人別の支給額を決定しております。社外取締役については、会社として期待する役割及び職務、並びに、当該社外取締役の有する専門性や知見を踏まえつつ、同じく独立役員として届け出ている社外監査役の支給額とのバランスも考慮して、その支給額を決定しております。

なお、取締役の報酬は現金による固定報酬として支給しており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額                 | 報酬等の種類別の総額             |             |            | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|------------------------|------------------------|-------------|------------|----------------|
|                  |                        | 基本報酬                   | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬<br>等 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 42,220千円<br>(2,000千円)  | 42,220千円<br>(2,000千円)  | —           | —          | 3名<br>(1名)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,000千円<br>(11,000千円) | 11,000千円<br>(11,000千円) | —           | —          | 3名<br>(3名)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 53,220千円<br>(13,000千円) | 53,220千円<br>(13,000千円) | —           | —          | 6名<br>(4名)     |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2022年2月10日開催の臨時株主総会において年額44,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2022年2月10日開催の臨時株主総会において年額11,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況について、4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年4月30日現在) に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|                            | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                  |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 香 月 壯 一                | 2021年7月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。大手IT事業会社における副社長及び取締役等の豊富な経験を活かし、出席した取締役会において、当社の経営に関する客観的かつ有用な提言及び議案審議等に必要な発言を積極的に行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 前 川 俊 策                | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。大手総合商社並びにその子会社における管理部門、内部監査及び監査役等の豊富な経験を活かし、出席した取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を積極的に行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 監査役 梅 田 泰 子<br>( 飯 野 泰 子 ) | 当事業年度に開催された取締役会15回すべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                            |
| 監査役 山 岡 佑                  | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                         |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 22,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①. 取締役及び使用人の職務の遂行が法令又は定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社及び役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス規程を定める。
  - b. 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
  - c. 取締役会の事務局を設置し、①必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、②取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
  - d. 取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。
- ②. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に従い、適切に記録、保存、管理する。
- ③. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
  - b. 内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役CEOに報告する。
- ④. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
  - b. 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会その他、随時に取締役の大多数で構成する会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。
- ⑤. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
  - b. 内部監査担当は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

- ⑥. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- a. 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
  - b. 補助すべき使用人を設置する場合、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。
- ⑦. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会に出席する。
  - b. 監査役は、原則として月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
  - c. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
  - d. 監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
  - e. 監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
  - f. 監査役に報告した者に対する不利な取扱いが確認された場合、不利な取扱いを行った者は、就業規則等に基づき、懲戒等の処分に付されることがある。
  - g. 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑧. 反社会的勢力排除に向けた体制
- a. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
  - b. 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

- ⑨. 当社及び子会社におけるコーポレート・ガバナンスの適正化に関する体制
- a. 当社は、子会社の業務の適正化を確保するため、子会社に対する経営の指導、支援、管理、必要に応じた監察、記録を行う。
  - b. 取締役及び従業員は、子会社における法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したとき、またはコンプライアンス違反の疑いのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。
  - c. 報告を受けた監査役は、当社の関係部署へ伝達するとともに、状況の把握及び対策の提言を行う。
  - d. 監査役は、子会社のコンプライアンス体制に問題や改善の必要があると認めるときは、当社経営会議及び当社取締役会において意見を述べるとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。
  - e. 監査役は、必要なときに子会社の監査を行い、問題があると認めるときは、取締役会に対し報告するとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①. 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名（うち1名は社外取締役）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制を整えております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、取締役の業務遂行の状況を監視できる体制となっております。取締役会の構成員の氏名は、機関の長（議長）として代表取締役CEOの田角陸、その他の構成員は釣井慎也、香月壯一であり、香月壯一は社外取締役です。

### ②. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名（常勤監査役は1名、社外監査役は3名）で構成されています。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務遂行の監査を行っております。常勤監査役は、取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使の他、経営会議等の重要な会議への出席等実効性のある監視を行っております。非常勤監査役は、取締役会への出席の他、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施しております。なお、監査役会におい

ては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要事項の決議を行っております。また、監査役は、会計監査人や内部監査担当者と随時情報交換や意見交換を行う等、密接な連携をとり監査機能の向上を図っております。監査役会の構成員は、山岡佑、前川俊策、梅田泰子（旧姓：飯野）であり山岡佑、前川俊策、梅田泰子（旧姓：飯野）は社外監査役です。また、議長は、常勤監査役前川俊策が務めております。

### ③. 経営会議

経営会議は、当社代表取締役ＣＥＯ、取締役（社外取締役を除く。）、常勤監査役及び執行役員、また必要に応じて代表取締役ＣＥＯが指名する者で構成されており、原則週２回以上、定期的に開催しております。経営会議では、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。また、必要に応じて常勤監査役からの意見聴取を行っております。経営会議は、代表取締役ＣＥＯの田角陸が議長となり、取締役の釣井慎也、執行役員、オブザーバーとして常勤監査役の前川俊策、また必要に応じて代表取締役ＣＥＯによって指名された者により構成されております。

### ④. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から適時適切な監査を受けております。

### ⑤. 執行役員制度

当社では、経営の意思決定・監査機能と業務遂行機能の分離及び迅速な業務遂行のために、執行役員制度を導入しており、現在は７名の執行役員がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務遂行を行っております。執行役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされております。

### ⑥. 内部監査

当社は、当社の内部監査を行うため、内部監査室（内部監査室長１名で構成）を設置しております。内部監査担当者は、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役ＣＥＯへ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。また、内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。



⑦. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制や適切なガバナンスの整備及びその万全な運用のため、取締役、監査役、経営管理部長、各部のコンプライアンス担当の従業員から構成されるコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、その定例会を四半期に1回開催しており、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備及び運用状況について協議を行っております。

**7. 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,497,779</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,724,494</b> |
| 現金及び預金          | 5,860,698        | 買掛金             | 739,647          |
| 売掛金             | 2,069,605        | 1年内返済予定の長期借入金   | 246,742          |
| 前払費用            | 488,875          | 未払金             | 22,716           |
| その他の            | 65,712           | 未払費用            | 367,814          |
|                 | 12,888           | 未払法人税等          | 1,054,313        |
|                 |                  | 前受金             | 18,577           |
| <b>固定資産</b>     | <b>855,546</b>   | 預り金             | 70,401           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>227,510</b>   | その他の            | 204,284          |
| 建物              | 164,899          | <b>固定負債</b>     | <b>310,089</b>   |
| 減価償却累計額         | △28,872          | 長期借入金           | 310,089          |
| 工具、器具及び備品       | 190,450          | <b>負債合計</b>     | <b>3,034,583</b> |
| 減価償却累計額         | △98,966          | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>8,410</b>     | 株主資本            | 6,315,112        |
| ソフトウェア          | 8,410            | 資本金             | 104,120          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>619,625</b>   | 資本剰余金           | 2,476,034        |
| 関係会社株式          | 37,598           | 資本準備金           | 2,476,034        |
| 長期前払費用          | 963              | 利益剰余金           | 3,734,957        |
| 敷延税金資産          | 458,481          | 繰越利益剰余金         | 3,734,957        |
| その他の            | 121,275          | 新株予約権           | 3,630            |
|                 | 1,306            | <b>純資産合計</b>    | <b>6,318,742</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>9,353,326</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>9,353,326</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年5月1日から  
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 14,164,140 |
| 売上原価         | 8,179,805  |
| 売上総利益        | 5,984,334  |
| 販売費及び一般管理費   | 1,793,259  |
| 営業利益         | 4,191,075  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 39         |
| 補助金収入        | 1,140      |
| その他          | 312        |
|              | 1,491      |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 5,293      |
| 為替差損         | 6,777      |
| 損害賠償金        | 27,000     |
| 株式会社公開費用     | 4,482      |
|              | 43,552     |
| 経常利益         | 4,149,013  |
| 特別損失         |            |
| イベント中止損失     | 150,331    |
|              | 150,331    |
| 税引前当期純利益     | 3,998,682  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,207,644  |
| 法人税等調整額      | △2,025     |
| 当期純利益        | 1,205,619  |
|              | 2,793,063  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から)  
(2022年4月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |                      |              |          |                | 新株予約権 | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|----------------------|--------------|----------|----------------|-------|------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金            |              | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |       |            |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |                |       |            |
| 当 期 首 残 高               | 104,120 | 2,476,034 | 70,000         | 2,546,034    | 997,534              | 997,534      | △125,640 | 3,522,048      | 3,630 | 3,525,678  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |                      |              |          |                |       |            |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              | 2,793,063            | 2,793,063    |          | 2,793,063      |       | 2,793,063  |
| 自 己 株 式 の 消 却           |         |           | △70,000        | △70,000      | △55,640              | △55,640      | 125,640  | -              |       | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                |              |                      |              |          | -              | -     | -          |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -         | △70,000        | △70,000      | 2,793,063            | 2,793,063    | 125,640  | 2,793,063      | -     | 2,793,063  |
| 当 期 末 残 高               | 104,120 | 2,476,034 | -              | 2,476,034    | 3,734,957            | 3,734,957    | -        | 6,315,112      | 3,630 | 6,318,742  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産 主として個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物は定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 5年～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～6年 |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点。

- ①国内ライブストーリーミング領域 主にYouTubeにおけるライブ配信動画を中心とした動画配信活動を行っております。

国内ライブストーリーミング領域における収益は、Super Chat、YouTubeメンバーシップ、Google AdSense収益の3つで構成されています。

Super Chatは、YouTubeが提供するサービスであり、YouTubeのライブ配信におけるチャット機能のうち、ユーザーが有料課金を行うことで当該ユーザーのコメントが目立つように固定表示される機能です。

当社は、Super Chat機能が利用されたライブ配信時に履行義務が充足

されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

YouTubeメンバーシップは、YouTube上でのサービスの一つであり、ユーザーが一定の月額料金を支払うことによってYouTubeチャンネルのメンバーとなり、メンバーシップに加入したユーザー向けの限定動画、その他のアイテム等のメンバーシップ限定の特典を得られる制度です。

本制度では、利用期間に応じて履行義務が充足されることから、当該期間・時点で収益を認識しております。

Google AdSense収益は、当社所属VTuberのYouTube上の動画を閲覧しているユーザーが、YouTube上に流れる広告を閲覧することにより、収益の一部をGoogle LLCから受領することによる収益です。

当社は、ユーザーが広告を閲覧した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

## ②国内コマース領域

当社がIP（Intellectual Property：知的財産）を有するVTuberのオリジナルグッズや音声を録音したデジタル商品（以下商品等）の販売を行っております。

また、これらの商品等の販売は主として委託販売及び卸販売により行われております。

委託販売では、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品等の国内の販売において、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

卸販売では、商品等を引き渡す一時点において、顧客が当該商品等に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、共催イベントの企画商品等については、共催比率を乗じた金額を当社の収益として認識しております。

## ③国内イベント領域

当社所属のVTuberが出演する、音楽をはじめとしたイベントを主催しております。

当社は、イベントの開催時点で履行義務が充足されると判断し、当該時

点で収益を認識しております。

なお、共催イベントについては、共催比率を乗じた金額を当社の収益として認識しております。

#### ④国内プロモーション領域

国内プロモーション領域の収益は、主にタイアップ広告、IPライセンス、メディア出演の3つで構成されております。

タイアップ広告収入は、顧客企業の商品やサービスを動画等によりVTuberがプロモーションを行うもので、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

IPライセンス収入は、当社が保有する当社所属VTuberに関するIP（Intellectual Property：知的財産）を顧客企業の商品やサービスに使用許諾を行うというもので、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

IPライセンス収入は、契約に基づく権利の確定時点から、主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

メディア出演収入は、当社に所属するVTuberがテレビ、ラジオ、雑誌、インターネット配信その他の顧客企業のメディアに出演するもので、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑤NIJISANJI EN

英語圏におけるVTuberグループである「NIJISANJI EN」により行われる、ライブストリーミング、コマース、イベント及びプロモーションサービスの収益であります。

なお、主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、国内の各領域と同様となります。

#### (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

##### ①外貨建金銭債権債務

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 59,689千円 |
| 短期金銭債務 | 3,355千円  |

## 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引による取引高 |          |
| 売上高        | 82,677千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 228千円    |



(2) イベント中止損失

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当社主催のイベント「にじさんじ 4th Anniversary LIVE『FANTASIA』」を中止したことに伴う損失額であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,943,435株

(2) 自己株式に関する事項

|      | 当事業年度期首 | 増加株式数 | 減少株式数   | 当事業年度末 |
|------|---------|-------|---------|--------|
| 普通株式 | 40,000株 | 0株    | 40,000株 | 0株     |

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,605,500株

## 6. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。  
また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。借入金は、主に運転目的の資金として調達しております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2. 参照)

|                | 貸借対照表計上額(千円) | 時 価 ( 千 円 ) | 差 額 ( 千 円 ) |
|----------------|--------------|-------------|-------------|
| (1) 敷金         | 458,481      | 458,481     | －           |
| 資 産 計          | 458,481      | 458,481     | －           |
| (1) 長期借入金 (※2) | 556,831      | 553,484     | 3,347       |
| 負 債 計          | 556,831      | 553,484     | 3,347       |

※1 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

### (注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

##### (1) 敷金

時価については、貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

#### 負 債

##### (1) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## (注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

| 区分            | 当事業年度<br>(2022年4月30日) |
|---------------|-----------------------|
| 関係会社株式（非上場株式） | 37,598                |

非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## (注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 5,860,698 | －           | －            | －    |
| 売掛金    | 2,069,605 | －           | －            | －    |
| 敷金     | －         | 458,481     | －            | －    |
| 合計     | 7,930,304 | 458,481     | －            | －    |

## (注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超    |
|-------|---------|-------------|-------------|--------|
| 長期借入金 | 246,742 | 153,769     | 111,320     | 45,000 |
| 合計    | 246,742 | 153,769     | 111,320     | 45,000 |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                |           |
|----------------|-----------|
| 減価償却費          | 3,744千円   |
| 未払事業税及び特別法人事業税 | 54,128千円  |
| 資産除去債務         | 19,137千円  |
| 一括償却資産         | 4,831千円   |
| 棚卸資産評価損        | 6,255千円   |
| 未払法定福利費        | 5,807千円   |
| ソフトウェア         | 25,504千円  |
| その他            | 1,867千円   |
| 繰延税金資産合計       | 121,275千円 |
| 評価性引当額         | －千円       |
| 繰延税金資産の純額      | 121,275千円 |

## 8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 210円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 93円28銭  |

※ 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2022年6月8日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年4月28日及び2022年5月23日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年6月7日に払込が完了いたしました。

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| ① 募集方法         | : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集) |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 50,000株            |
| ③ 発行価格         | : 1株につき 1,530円            |

一般募集はこの価格にて行いました。

- |        |                  |
|--------|------------------|
| ④ 引受価額 | : 1株につき 1,407.6円 |
|--------|------------------|

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- |        |                  |
|--------|------------------|
| ⑤ 払込金額 | : 1株につき 1,266.5円 |
|--------|------------------|

この金額は会社法上の払込金額であり、2022年5月23日開催の取締役会において決定された金額であります。

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| ⑥ 資本組入額    | : 1株につき 703.8円                 |
| ⑦ 発行価格の総額  | : 76,500千円                     |
| ⑧ 払込金額の総額  | : 63,325千円                     |
| ⑨ 資本組入額の総額 | : 35,190千円                     |
| ⑩ 払込期日     | : 2022年6月7日                    |
| ⑪ 資金の使途    | : 事業拡大に係る採用費及び人件費に充当する予定であります。 |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月30日

ANYCOLOR株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

|             |       |     |     |
|-------------|-------|-----|-----|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 竹 原 | 玄   |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 篠 塚 | 伸 一 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ANYCOLOR株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。



- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、所管部門から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備（会社法第362条第4項第6号）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指  
摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月7日

ANYCOLOR株式会社 監査役会

常勤監査役 前川 俊 策 ㊞

監 査 役 山 岡 佑 ㊞

監 査 役 梅 田 泰 子 ㊞  
( 飯 野 泰 子 )

(注) 監査役 前川俊策、監査役 山岡佑及び監査役 梅田泰子は、会社法第2条第16号及び  
第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1項ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示のみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条<br/>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第17条<br/>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br/>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第46条</p> <p>現行定款17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 田 角 陸<br>(1996年2月3日)                                                                                                                                                               | 2017年5月 当社設立<br>2017年5月 当社代表取締役CEO 就任（現任）<br>2021年5月 当社海外VTuber事業部執行役員 就任                                                                                                                                                 | 13,597,010株    |
|           | <p><b>【選任理由】</b><br/>田角陸氏は当社の創業者であり、創業以来、代表取締役CEOとして強いリーダーシップを発揮し、事業拡大や企業価値向上に寄与してまいりました。豊富な知見・幅広く高い見識を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。</p>                      |                                                                                                                                                                                                                           |                |
| 2         | 釣 井 慎 也<br>(1987年3月3日)                                                                                                                                                             | 2012年4月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース（現：PwC税理士法人） 入所<br>2014年9月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 入社<br>2019年5月 当社入社 執行役員CFO 就任<br>2019年7月 当社取締役CFO 就任（現任）<br>2019年11月 当社経営企画部長就任<br>2021年5月 当社経営企画部執行役員 就任<br>2021年7月 当社経営管理部執行役員兼部長 就任（現任） | 0株             |
|           | <p><b>【選任理由】</b><br/>釣井慎也氏は金融分野での豊富な知見と経験を有し、当社入社後はCFOとして管理部門を取りまとめ、当社上場に向けた基盤づくりに尽力してまいりました。今後もその幅広い知識と経験を活かし、当社の企業価値向上に貢献することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p> |                                                                                                                                                                                                                           |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                  | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                         | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                          | ※<br>あり とみ たけ ゆき<br>有 富 丈 之<br>(1984年8月5日) | 2008年9月 長島・大野・常松法律事務所 入所<br>2011年7月 潮見坂綜合法律事務所 入所 (現任)<br>2016年1月 潮見坂綜合法律事務所 パートナー就任<br>(現任)<br>2017年12月 株式会社ROXX 社外監査役就任<br>2019年8月 株式会社ファーストアドバイザーズ 取<br>締役就任 (現任)<br>2019年8月 トラベルブック株式会社 社外監査役就<br>任 (現任) | 0株                     |
| <b>【選任理由】</b><br>有富丈之氏は、弁護士としてM&Aや各種ファンド組成など金融分野での活躍に加え、各種企業の法律顧問を務める等して、コーポレート・ガバナンス、IT、個人情報保護法を含む多岐にわたる領域で多くの企業を支援してきた経験を背景に、当社の取締役として、その高度なリーガルの知見を当社の経営戦略や事業展開に反映していただけることが期待されることから、新たに取締役候補者としております。 |                                            |                                                                                                                                                                                                              |                        |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 上記取締役候補者の「所有する当社の株式数」は、2022年7月14日時点のものであります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 有富丈之氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、有富丈之氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 有富丈之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。



### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年2月10日開催の臨時株主総会において、年額44百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、株式上場に伴い、取締役の責務や期待される役割が増大するとともに、果敢な意思決定が求められる状況となったことを踏まえ、今後より弾力的な報酬政策が可能となるように、取締役の報酬額を年額300百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告25頁に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合でも、取締役の員数に変更はございません。

#### 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2022年2月10日開催の臨時株主総会において、年額11百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、株式上場に伴い、監査役の責務が増大し、監査業務の質及び量の増加が見込まれることを踏まえ、今後より弾力的な報酬政策が可能となるように、監査役の報酬額を年額50百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂九丁目7番2号  
ミッドタウン・イースト11階



- |     |         |           |                                 |
|-----|---------|-----------|---------------------------------|
| 最寄駅 | 六本木駅    | 都営大江戸線    | : 8番出口より直結                      |
|     |         | 東京メトロ日比谷線 | : 4 a出口側から地下通路を經由し、<br>8番出口より直結 |
|     | 乃木坂駅    | 東京メトロ千代田線 | : 3番出口より徒歩約3分                   |
|     | 六本木一丁目駅 | 東京メトロ南北線  | : 1番出口より徒歩約10分                  |